

新潟県土地改良事業等事務処理要領

昭和41年 2 月 14 日	制 定
昭和51年 5 月 10 日	全部改正
平成 9 年 3 月 18 日	全部改正
平成12年 8 月 16 日	全部改正
平成13年 6 月 21 日	一部改正
平成15年 5 月 29 日	一部改正
平成17年 3 月 31 日	一部改正
平成17年 8 月 8 日	一部改正
平成22年 8 月 18 日	一部改正
平成23年12月 22 日	一部改正
平成28年 7 月 7 日	一部改正
平成30年 1 月 10 日	一部改正
令和 2 年 3 月 30 日	一部改正
令和 6 年 9 月 26 日	一部改正
令和 7 年 4 月 1 日	一部改正
令和 8 年 3 月 18 日	一部改正

第 1 章 通則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、土地改良区（連合）指導及び土地改良事業法手続について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）その他関係法令に基づく申請等（換地及び土地改良財産に係るものを除く。以下「申請等」という。）に対する事務処理について必要な手続及び様式を定めるものとする。

(土地改良区（連合）台帳等)

第 2 条 農地計画課長は第 1 号様式、地域振興局長は第 2 号様式による土地改良区（連合）台帳を備えて、必要事項を記入するものとする。

2 農地計画課長は地域機関ごとの、地域振興局長は管内のそれぞれ土地改良区（連合）の区域を表示した図面（縮尺 5 万分の 1 程度）を備えておくものとし、その図面の作成は毎年度当初所轄地域振興局長が行い、農地計画課長宛てに送付するものとする。

ただし、作成した図面に変更がない場合には年度ごとの作成及び送付を省略することができるものとする。

第2章 地域機関の事務

(地域振興局長の事務及び事務処理様式)

第3条 新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号。以下「委任規則」という。）第3条の3第1項の規定による地域振興局長の事務に伴う事務処理様式は、次の各号に定める様式とする。

(1) 土地改良区（連合）役員等に関する事項

- | | | |
|---|----------------------------------|-------|
| ア | 就退任の届出の公告（法第18条第19項、法第84条） | 様式第3号 |
| イ | 就退任の報告及び公告の依頼 | 様式第4号 |
| ウ | 住所又は氏名の変更の届出の公告（法第18条第19項、法第84条） | 様式第5号 |
| エ | 住所又は氏名の変更の報告及び公告の依頼 | 様式第6号 |
| オ | 理事長交替の報告 | 様式第7号 |
| カ | 理事長職務代理者の就任の報告 | 様式第8号 |
| キ | 事務所の移転等の報告 | 様式第9号 |

(2) 土地改良区（連合）定款変更認可

- | | | |
|---|-----------------------|---------|
| ア | 認可の通知（法第30条第2項、法第84条） | 様式第9号の2 |
| イ | 認可の公告（法第30条第3項、法第84条） | 様式第9号の3 |
| ウ | 認可の報告及び公告の依頼 | 様式第9号の4 |

(3) 賦課金等の滞納処分の認可

- | | | |
|---|-------------------------|--------|
| ア | 認可の通知（法第39条第5項） | 様式第10号 |
| イ | 認可の報告 | 様式第11号 |
| ウ | 市町村長に対する認可の通知（法第39条第6項） | 様式第12号 |

(4) 土地改良事業（新規、変更、廃止）の認可

- | | | |
|---|---|--------|
| ア | 削除 | |
| イ | 適否決定の通知（法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項、法第95条の2第3項） | 様式第14号 |
| ウ | 適当決定の公告（法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項、法第95条の2第3項） | 様式第15号 |
| エ | 適否決定の報告及び公告の依頼 | 様式第16号 |
| オ | 認可の通知（法第48条第1項、法第84条、法第95条第1項、法第95条の2第1項） | 様式第17号 |
| カ | 認可の公告（法第48条第11項、法第84条、法第95条第4項、法第95条の2第3項） | 様式第18号 |
| キ | 認可の報告及び公告の依頼 | 様式第19号 |

(5) 応急工事計画の認可

- | | | |
|---|-----------------------|--------|
| ア | 認可の通知（法第49条第1項、法第84条） | 様式第20号 |
|---|-----------------------|--------|

- イ 認可の報告 様式第21号
- (6) 管理規程（新規、変更、廃止）の認可
- ア 認可の通知（法第57条の2第1項、同条第3項、法第84条、法第96条） 様式第22号
- イ 認可の公告（法第57条の2第4項、法第84条、法第96条） 様式第23号
- ウ 認可の報告及び公告の依頼 様式第24号
- (7) 連携管理保全計画（新規、変更）の認可
- ア 認可の通知（法第57条の11第1項、法第57条の13、法第84条） 様式第24号の2
- イ 認可の公告（法第57条の12第2項、法第57条の13、法第84条） 様式第24号の3
- ウ 認可の報告及び公告の依頼 様式第24号の4
- (8) 土地改良区連合所属土地改良区増加（減少）認可
- ア 認可の通知（法第81条） 様式第24号の5
- イ 認可の報告 様式第24号の6
- (9) 県営土地改良事業計画変更（軽微変更（法第88条第6項において準用する法第48条第4項及び第6項の規定により、変更手続の一部を省略できるものをいう。以下同じ。）に限る。）
- ア 計画決定の公告（法第88条第6項） 様式第24号の7
- イ 計画決定の報告及び公告の依頼 様式第24号の8
- ウ 計画確定の報告 様式第24号の9
- (10) 土地改良事業の工事完了の届出の公告
- ア 工事完了の届出の公告（法第113条の3第2項） 様式第25号
- イ 工事完了の届出の報告及び公告の依頼 様式第26号
- (11) 県営土地改良事業の工事完了の公告
- ア 工事完了の公告（法第113条の3第3項） 様式第27号
- イ 工事完了の報告及び公告の依頼 様式第28号
- （異議の申出の進達）

第4条 地域振興局長は、異議の申出を受けたときは、異議申出書に受理状況及び異議の申出に係る意見を記載した書面を添えて農地部長に進達するものとする。

（審査請求書の送付）

第5条 地域振興局長は、委任規則第3条の3第1項の規定により行った処分につき行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査請求書に当該処分に至った事情を説明した弁明書を添えて、農地部長に送付するものとする。

(本庁が処分する事務に係る申請等の進達)

第6条 地域振興局長は、委任規則第3条の3第1項に規定する以外の申請等があったときは、新潟県土地改良事業事務取扱様式で定める添付書類を確認のうえ農地部長に進達するものとする。

2 前項の進達のうち次のものについては、次に定める様式によるものとする。

県営土地改良事業施行申請の進達

様式第30号

第3章 本庁の事務

(農地計画課長の事務処理様式)

第7条 農地計画課長は申請等を処分するときは、次に定める様式によるものとする。

(1) 土地改良区(連合)設立認可

ア 適否決定の通知(法第8条第1項、法第84条) 様式第14号準用

イ 適当決定の公告(法第8条第6項、法第84条) 様式第31号

ウ 異議の申出に係る決定(法第9条第2項、法第84条) 様式第32号

エ 認可の通知(法第5条第1項、法第77条第2項) 様式第33号

オ 成立の公告(法第10条第3項、法第84条) 様式第34号

カ 役員就任の届出の公告(法第18条第18項、法第84条) 様式第3号準用

(2) 土地改良区合併認可

ア 認可の通知(法第72条第2項) 様式第37号

イ 認可の公告(法第72条第3項) 様式第39号

ウ 役員就任の届出の公告(法第18条第18項) 様式第3号準用

(3) 土地改良区(連合)解散認可

ア 認可の通知(法第67条第2項、法第84条) 様式第40号

イ 解散の公告(法第67条第3項、法第84条) 様式第41号

ウ 清算人就退任の届出の公告(法第68条第4項、法第84条)

様式第42号

エ 清算人の住所又は氏名の変更の届出の公告(法第68条第4項、法第84条)
様式第42号の2

(4) 土地改良事業(新規、変更、廃止)の認可

異議の申出に係る決定(法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項、
法第95条の2第3項)

様式第32号準用

(5) 県営土地改良事業(新規、変更(軽微変更を除く。)、廃止)

ア 適否決定の通知(法第86条第1項) 様式第14号準用

イ 計画決定の公告(法第87条第5項、法第87条の2第10項、法第87条の3
第7項、法第87条の4第4項、法第88条第6項、第18項及び第19項)

ウ 審査請求に係る裁決（法第87条第8項、法第87条の2第10項、法87条の3第7項、法87条の4第4項、法第88条第6項、第18項及び第19項）

様式第32号準用

（土地改良区（連合）設立認可等の通知）

第8条 農地計画課長は、土地改良区（連合）設立、合併及び解散の認可をしたときは、部内各課長に通知するものとする。

（申請に基づく県営事業の手続）

第9条 農地計画課長は、県営土地改良事業の適否を決定するとき及び県営土地改良事業計画を定めるときは、関係課長と合議するものとする。

2 農地計画課長は、県営土地改良事業計画を確定したときは、遅滞なく関係課長及び地域振興局長に通知するとともに翌年度の11月末日までに北陸農政局長に報告するものとする。

3 前項の北陸農政局長への報告は、平成12年11月30日付け12構改C第704号農林水産事務次官通知「補助金等の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（以下「手続通知」という。）第2の1の(1)による。

（申請に基づく県営事業の変更（軽微変更を除く。）又は廃止手続）

第10条 事業実施課長は、県営土地改良事業計画の変更（軽微変更を除く。）又は廃止を必要とする場合は、地域振興局長に変更のときは変更計画の概要書を、廃止のときは廃止の理由、処理に関する事項及びその他必要な事項を記載した書類を必要部数農地計画課長に回付するよう依頼するとともに、農地計画課長に対して、法に定められた手続を進めるよう依頼するものとする。

2 農地計画課長は、前項の回付を受けたときは、遅滞なく法に定められた手続を行うものとする。

3 県営土地改良事業計画の変更（軽微変更を除く。）又は廃止には、前条の規定を準用する。この場合において、第3項中「第2の1の(1)」とあるのは、「第2の1の(2)」と読み替えるものとする。

4 前項による北陸農政局長への報告中、手続通知別記様式第2号の別紙－2は事業実施課が作成するものとする。

（申請に基づく県営事業の変更（軽微変更に限る。）手続）

第10条の2 事業実施課長は、県営土地改良事業計画の変更（軽微変更に限る。）を必要とする場合は、地域振興局長に対して、法に定められた手続を進めるよう依頼するものとする。

2 地域振興局長は、前項の依頼を受けたときは、遅滞なく法に定められた手続を行うものとする。

3 農地計画課長は、県営土地改良事業計画の変更（軽微変更に限る。）の確定の報告がされたときは、翌年度の11月末日までに北陸農政局長に報告するものとする。

4 前項の北陸農政局長への報告は、手続通知第2の1の(2)による。

（申請によらない県営事業の手続）

第11条 申請によらない県営土地改良事業には、第9条、第10条及び第10条の2の規定を準用する。

（県営土地改良事業工事完了公告の報告）

第12条 第3条第1項第10号による公告を県報に登載した事業実施課長は、遅滞なく農地計画課長に報告するものとする。

県営土地改良事業の工事完了公告の報告

様式第44号

2 農地計画課長は、工事完了の報告がされたときは、翌年度の11月末日までに北陸農政局長に報告するものとする。

3 前項の北陸農政局長への報告は、手続通知第2の1の(3)による。

附 則

（略）

附 則

改正後の要領は、令和8年4月1日から施行する。